

単価購入契約書(案)

下記物品の購入について発注者「福島県」を甲とし、受注者「 」を乙として、次の条項に定めるところにより契約を締結する。

品目、予定数量及び契約単価	別紙1のとおり
契約期間	自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日
納入場所及び納入方法	甲の指示による
契約保証金	

(総則)

第1条 乙は、頭書の物品を、頭書の契約単価をもって、頭書の期限内に甲の指示する場所に納入しなければならない。

(納入の通知)

第2条 乙は、甲の別紙2の指示票により乙に通知し、乙はその指示票に基づき、指定する期日までに現品を納入するものとする。この場合乙は、直ちに納品書をもって、その旨を甲に通知するものとする。その際、納品書には、乙が受領した指示票のうち、納入場所の丸囲みの文字を明記すること。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第3条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰することができない事由により、納期内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は、甲に対し、速やかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第14条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(検査及び引渡)

第4条 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行い、当該検査に合格したのものについてはその引渡を受けるものとする。

2 乙が前項の検査に立会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査することができる。

3 甲は、必要に応じ、成分検査を行うことができる。

4 前項の成分検査に要する費用は、乙の負担とする。

(不合格品の引取又は取替等)

第5条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指示する期日までに取替、又は補充しなければならない。当該取替又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、第2条及び第4条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第6条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡を受けたときに、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(代金の支払)

- 第7条** 乙は、各月毎の納品済数量について、納品書及び請求書を作成し、納品書は納入の都度、請求書は翌月10日までに、甲に提出しなければならない。
- 2 前号の納品書及び請求書は、指示票の納入場所毎に集計し発行する。
 - 3 甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。
 - 4 前項の支払請求書は、第4条第1項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。
 - 5 請求金額は、契約単価に数量を乗じて得た金額(円未満切捨て)に、100分の110(10%は消費税及び地方消費税の額)を乗じて得た金額(円未満切捨て)とする。

(納入遅延の場合による遅延利息)

- 第8条** 乙の責めに帰すべき事由により、期限内(分納の期日を定めたときはその期日まで)に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって甲に納期の延期を申し出なければならない。
- 2 前項の場合において、納期後相当の期日以内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴することを条件として納入期限を延長することができる。
 - 3 甲は、前項の規定により納期限を延長することを認めるときは、その旨を乙に通知するとともに、当該納期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。
 - 4 第2項に規定する遅延利息の額は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときはその端数全額又はその全額を切捨てる)とする。
 - 5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。
 - 6 甲の責に帰すべき事由により、前条第3項の規定による代金の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、代金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときはその端数全額又はその全額を切捨てる)の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約不適合責任)

- 第9条** 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。
- 2 甲は、乙が前項の物品の修補等の請求に応じない場合は、乙に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

(甲の催告による解除権)

- 第10条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその納入の催告をし、その期間内に納入がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

- 一 納期内に物品を納入することができないとき又は納期限後相当の期間内に納入の見込みがないとき。
- 二 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(甲の催告によらない解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除をすることができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
- 二 乙がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げるほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかとなるとき。
- 六 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 七 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会

的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（乙の催告による解除権）

第12条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその納入の催告をし、その期間内に納入がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- 一 仕様書等の大幅な変更により、契約の目的を達することができないとき。
- 二 甲の責めに帰すべき事由により乙が契約を履行することができないとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 第10条及び第11条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（契約の変更等）

第15条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

3 この契約期間において、経済情勢の変更等により、第1条に定める単価が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙協議の上、単価を改定することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第16条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（遅延利息等の相殺）

第17条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類そ

の他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(談合による損害賠償)

第18条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(名義変更の届出)

第19条 乙は、代表者に変更があったときは、遅滞なく代表者変更に係る登記事項証明書その他これを証する書面を添えて甲に届けなければならない。

(予定数量)

第20条 当該契約の予定数量を超えて購入する場合、又は予定数量に満たない場合であっても当該契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第22条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約外の事項)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第24条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

この契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(電子契約による場合)

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 福島県田村郡三春町深作10番2号

氏名 福島県
福島県環境創造センター所長 郡司 博道

乙 住所

氏名

別紙 1

単契 番号	品目		単位	予定数量	契約単価
1	6mol/L 塩酸	20L	本	169 本	円
2	4mol/L 塩酸	20L	本	60 本	円
3	15.4w/v% 酢酸アンモニウム溶液	20kg	本	33 本	円

令和 年 月 日

納入場所	A	環境放射線センター（南相馬）
	B	環境創造センター（三春）
	C	環境創造センター福島支所（福島）

※甲が○で囲む

指示票

単契 番号	品目	単位	単価	注文数	希望納期

令和 8 年度放射性ストロンチウム分析に使用する
イオン交換用溶液に関する単価契約仕様書

1 目的

福島県環境創造センター環境放射線センター外 2 公所における分析業務の円滑な実施を目的として、試薬の単価契約を締結するもの。

2 試薬の品目（想定品）

- (1) 6mol/L 塩酸（品番：285-96987）
 - (2) 4mol/L 塩酸（品番：282-96997）
 - (3) 15.4w/v%酢酸アンモニウム溶液（品番：283-68197）
- ※いずれの品目も富士フイルム和光純薬株式会社製のものとする。

3 購入予定数量

品目	購入予定数量
6mol/L 塩酸	169 本
4mol/L 塩酸	60 本
15.4w/v%酢酸アンモニウム溶液	33 本

4 納入方法及び納期

発注者の指示に従い、指定する場所に指定する期日までに現品を納入すること。

5 納入場所

- (1) 福島県環境創造センター環境放射線センター
(福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 番地の 1 6 9)
- (2) 福島県環境創造センター
(福島県田村郡三春町深作 1 0 番 2 号)
- (3) 福島県環境創造センター福島支所
(福島県福島市方木田字水戸内 1 6 番 6)

6 支払方法

各月毎の納品済み数量について、納品書及び請求書を作成し、納品書は納品の都度、請求書は翌月 1 0 日までに、提出すること。なお、納品書及び請求書は納品場所毎に集計し発行すること。

請求書を受理した日から 3 0 日以内に完納物品の代金を支払うものとする。